

## 別表 1 及び別表 2

## 第 4 条 別表 1

区 分	財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
普通銀行	期日指定定期預金 定期預金 財形信託		
債券発行銀行	利付金融債		
信託銀行	金銭信託 貸付信託 定期預金	金銭信託 貸付信託	
信用金庫・労働金庫	期日指定定期預金 定期預金		
証券会社	公社債投資信託 国債＋社債		
生命保険会社	積立保険		
損害保険会社	積立傷害保険		

## 第 9 条 別表 2

書類名	保存義務者	保存満了日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財形貯蓄等新規申込書</li> <li>・ 財形貯蓄等変更申込書</li> <li>・ 財形貯蓄等解約請求書</li> <li>・ 財産形成非課税年金・住宅貯蓄異動申告書</li> <li>・ 財産形成非課税年金・住宅貯蓄限度額変更申告書</li> <li>・ 財産形成非課税年金・住宅貯蓄勤務先異動申告書</li> <li>・ 財産形成非課税年金・住宅貯蓄廃止申告書</li> </ul>	学校園長	最終の積立日又は退職日の属する年から 5 年を経過した日